入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年2月27日

（契約責任者）中日本高速道路株式会社　金沢支社長　加藤　英樹

1　工事概要

(1) 工事名　　北陸自動車道　金沢支社管内ＥＴＣ工事
（電子入札（郵送入札）対象案件）

(2) 工事場所　　北陸自動車道
自）福井県敦賀市井川
至）富山県下新川郡朝日町月山
東海北陸自動車道
自）富山県南砺市上中田
至）富山県小矢部市水島

(3) 工事内容　　本工事は金沢支社管内においてＥＴＣ設備の増設を行うものであり、各種機器の製作、据付、配管配線及び試験調整までの一切を行う工事である。

(4) 工事概算数量　ＥＴＣレーン増設　　４レーン
ＥＴＣレーン更新　　１２レーン
お知らせアンテナ新設　７箇所

(5) 工期　　契約締結の翌日から６９０日間

(6) 本工事は、全ての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。

(7) 本工事は資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届け出を行い、郵送による紙入札方式によることができる。

(8) 本工事は、入札時に、技術資料作成要領の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する提案（以下「技術提案」という。）及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（機器型）の適用工事である。

(9) 本工事は落札者の提示した価格が妥当であることについて確認するための協議（以下「確認協議」という。）を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。

(10) 本工事は、現地施工にかかる費用のみを対象に低入札調査を行う工事である。

2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、金沢支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 「中日本高速道路株式会社契約規則」（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

(2) 「平成23・24年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「交通情報設備工事」に登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）であること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（記2（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成 13 年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績が中日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平成 13 年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第 3 条第 3 項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が 65 点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）第 2 条第 1 項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。また、異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。）

【同種工事】（下記のａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）公共的施設（道路、鉄道、空港及び駐車場等）として設置する、移動体とのデータ通信を目的とした電波法で定める免許を必要とするデジタル無線基地局について、下記①から③に示す全てを実施した工事。

①機器の製作（他社への依頼製作を含む）

②機器の設置

③試験調整

ｂ）断面交通量が１万台/日以上の道路（自動車専用道路）において、車線規制又は路肩規制を実施した工事

(5) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、経験が、中日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧ＪＨが発注し、平成 13 年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が 65 点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工を含む。）している期間とする。

①主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

②監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③主任（監理）技術者が当該工事に対応する建設業法の許可業種（電気通信工事業）に係る資格を有していること。

④現場代理人又は主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成 13 年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有すること。

（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。また、異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

【同種工事】（下記のａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）公共的施設（道路、鉄道、空港及び駐車場等）として設置する、移動体とのデータ通信を目的とした電波法で定める免許を必要とするデジタル無線基地局について、機器の設置及び試験調整を実施した工事

ｂ）断面交通量が５千台/日以上の道路（自動車専用道路）において、車線規制又は路肩規制を実施した工事

(6)使用予定機器等評価

①使用予定機器の製造業者に平成13年度以降の主要機器又は同種機器の納入実績があること。

・主要機器

「施設機材仕様書 中日本高速道路㈱」によるＥＴＣ設備

・同種機器

公共的施設（道路、鉄道、空港及び駐車場等）として設置する、移動体とのデータ通信を目的とした電波法で定める免許を必要とするデジタル無線基地局

②使用予定機器の保守技術支援体制があること。

使用予定機器の故障、システムの機能障害時等において、中日本高速道路㈱からの連絡を受けて組織的な対応が可能で、24 時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的提言、必要部品の手配等の支援を行う体制を有すること。

(7) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域1」において、資格登録停止を受けていないこと。

(8) 当該工種について、中日本高速道路株式会社での平成21年度・平成22年度における各年度の工事成績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。ただし、各年度の実績が無い場合は65点とする。

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　技術提案に関する事項

(1) 技術提案の仕組み

本工事は、入札時に、あらかじめ指定する工事目的物の機能、性能等を低下させずにコストを低減する提案を入札参加希望者から受け付け、その提案が発注者の事前審査で採用された場合、当該提案を行った入札参加希望者はその提案を基に入札することができる方式とする。

なお、本工事で指定する工事目的物は工事材料及び製作する機器とし、具体な内容は技術資料作成要領に参考として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。）によるものとする。

(2) 技術提案資料

指定する工事目的物は工事材料及び製作する機器とし、標準案によるものとする。

本工事を標準案と比較して経済的であり、且つ標準案と同等以上の機能、性能等を有する工事材料及び機器で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案資料を提出すること。

なお、技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思があるときは、技術提案資料においてその意思を表示すること。また、技術提案を提出せずに標準案に基づいて施工しようとする場合には、技術提案資料にその旨記載し提出すること。

(3) 技術提案の採否

技術提案の採否については、提案された工事材料及び機器の機能、性能等を総合的に評価して行うものとし、その審査結果は競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づいて施工しようとする者又は技術提案による競争参加資格を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

4　総合評価に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出していただき、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体的の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、技術資料作成要領による。

(2) 評価項目及び評価指標

評価項目			評価指標
大分類	中分類	小項目	
総合的なコストに関する事項	保証条件等	1)無償修理保証(製品保証)期間及び保守部品の供給保証期間を評価	無償修理保証期間及び保守部品の供給保証期間を数値評価する。 無償修理保証期間は１年、保守部品の供給保証期間は製造中止告知後、中止してから５年を標準とする。 ※1 なお、無償修理保証期間及び保守部品の供給保証期間の単位は１年単位の整数とする。
工事目的物の性能、機能に関する事項	保守体制	2)派遣技術者の常駐場所から当該機器の設置場所までの派遣に要する時間を評価 （設置場所のうち、最も時間を要する拠点及び最も時間を要する時間帯で評価）	派遣時間を数値評価する。 主要機器の故障やシステム機能障害時発生時に、派遣技術者は、迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行い､設置場所に 24 時間で到着することを標準とする。なお、障害発生連絡を午前０時に受けたと想定し、派遣技術者の常駐場所から最も時間を要する設置場所までの移動方法、移動距離及び移動時間を記載するものとし、詳細は技術資料作成要領による。 なお、単位は１時間単位の整数とし、分単位は切り上げとする。
	性能・機能の向上	3)機器等の維持管理性向上を評価	設計図書に示す機器等の維持管理性向上に関する下記項目について具体的提案を評価する。なお、提案が無い場合は「無し」と記載する。（提出する書類はＡ４用紙２枚以内に纏めるものとする。） ・障害復旧の簡易化 ・ログ収集時のウィルス対策 ・機器等の保守性の向上 ・機器の長寿命化 ・その他
社会的要請に関する事項	交通への影響	4) 2G 化切替時の ETC レーン閉鎖時間を評価	２Ｇ化切替時にＥＴＣレーン運用の停止が発生する場合、レーン閉鎖から開放するまでの閉鎖時間について評価する。但し、施工場所が複数である為、停止時間が最も長い施工場所における閉鎖時間の提案を評価する。閉鎖時間は、他に依存しない自らの工事工程により算出するものとする。 閉鎖時間は、朝夕の通勤割引の間隔である 8 時間を標準とする。 なお、単位は１時間単位の整数とし、分単位は切り上げとする。

※1　求める製品保証の内容

下記保障対象外の事由以外による故障や損傷の交換部品の費用を含めた一切の修理費用

（保証対象外）

・使用上の誤り、製品、及び製品の取扱説明書等に記載された取扱い方法及び注意事項に反する取扱いによって生じた故障や損傷。

・製品の改造や指定品以外の部品の使用に関連した故障や損傷。

・他の機器に起因して受けた故障や損傷。

・偶然、且つ外的要因（物体の衝突、落下、衝撃、倒壊、圧力等の負荷、液体・薬品等の付着、水没など）により生じた故障や損傷。
・火災、地震、風水害、落雷、津波、その他天災地変、塩害、公害、異常電圧などによる故障や損傷。
・契約図書に記載された動作条件の範囲外での使用による故障や損傷。
・消耗品・付属品の交換、有寿命部品で使用環境により保証期間中に寿命に達したと明らかに認められる場合。
・各部の通常の使用による汚れ。
・故障や損傷に起因して、また、故障や損傷の修理の際に、道路交通の安全確保のためNEXCOが自ら実施した調査、応急復旧、機能の補完対応、監視などの費用。

(3) 技術評価点の付与方法

<table>
<tr><th colspan="2">評価項目</th><th rowspan="2">項目別配点</th><th rowspan="2">総合評価点
算出用
(配点×0.2)</th></tr>
<tr><th>中項目</th><th>小項目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">保証条件等</td><td rowspan="2">1) 無償修理保証（製品保証）期間及び保守部品の供給保証期間を評価</td><td>無償保証期間： 評価項目の技術提案に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与するものとし、入札参加者の最上位者に 10 点、最下位者に 0 点を付与する。中間の者には均等に按分して点数（評価点に小数点以下を含む場合は、小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位とする）を付与する。
ただし、提案された無償保証修理期間が 1 年（標準）である場合は 0 点とする。</td><td>最高 2 点
～標準 0 点</td></tr>
<tr><td>保守部品の供給保証期間：評価項目の技術提案に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与するものとし、入札参加者の最上位者に 10 点、最下位者に 0 点を付与する。中間の者には均等に按分して点数（評価点に小数点以下を含む場合は、小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位とする）を付与する。
ただし、提案された保守部品の供給保証期間が 5 年（標準）である場合は 0 点とする。</td><td>最高 2 点
～標準 0 点</td></tr>
<tr><td>保守体制</td><td>2）派遣技術者の常駐場所から当該機器の設置場所までの派遣に要する時間を評価
（設置場所のうち、最も時間を要する拠点及び最も時間を要する時間帯で評価）</td><td>評価項目の技術提案に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与するものとし、入札参加者の最上位者に 20 点、最下位者に 0 点を付与する。中間の者には均等に按分して点数（評価点に小数点以下を含む場合は、小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位とする）を付与する。
ただし、提案された派遣時間が 24 時間（標準）である場合は 0 点とする。</td><td>最高 4 点
～標準 0 点</td></tr>
<tr><td>性能・機能の向上</td><td>3）機器等の維持管理性向上を評価</td><td>評価項目の技術的提案に対し、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与するものとし、入札参加者の最上位者に 20 点、最下位者に 0 点を付与する。中間の者には均等に按分して点数（評価点に小数点以下を含む場合は、小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位とする）を付与する。</td><td>最高 4 点
～最低 0 点</td></tr>
<tr><td>交通への影響</td><td>4）ローカル伝送設備切替時のシステム停止短縮対策を評価</td><td>評価項目の技術的提案に関して、閉鎖時間 0 時間に最高値 40 点、閉鎖時間 2 時間に 0 点を付与する。
<table>
<tr><td>閉鎖時間</td><td>2 時間を超える</td><td>2 時間</td><td>1 時間</td><td>0 時間</td></tr>
<tr><td>配点</td><td>0 点</td><td>10 点</td><td>20 点</td><td>40 点</td></tr>
</table>
なお、0 時間とはレーン閉鎖時間が瞬間停止程度をいう。</td><td>最高 8 点
～標準 0 点</td></tr>
</table>

(5) 落札者の決定方法

総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に 0.5 を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

① 総合評価点：(技術評価点×α) + (価格評価点×0.5)

αの値は「0.2」とする。

② 技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点 100 点）

③ 価格評価点：100-200×(P/L-X/L)

ここに、P：入札書に記載の価格（入札価格）

L：契約制限価格

X：最低入札価格

(6) 記 (5) において、総合評価点の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) 技術提案の履行に関する事項

①保証条件等

受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、「故意によるかし」として、その補修又は損害賠償を請求する。(保証条件等、保守体制)

②上記以外の評価項目

受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大１０点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。(性能・機能の向上、交通への影響)

(8) 配置技術者に関する事項

技術資料に記載された配置予定技術者の配置が困難となった場合に、評価の対象とした配置予定技術者の評価を満たさない技術者が配置された場合は、請負工事成績評定点を最大 5 点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒920 - 0365 石川県金沢市神野町東170

中日本高速道路株式会社 金沢支社 総務企画部 経理チーム

電話 076－240－4935

(2) 技術資料作成要領等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、技術資料作成要領、入札公告の写し、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、金抜設計書（以下「設計図書等」という。）を交付する。

①交付期間：入札公告日から平成24年3月28日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

②交付場所：記5 (1) に同じ。

③交付方法：設計図書等はCD - Rにより無料で交付する。

(3) 申請書等の提出期間、場所及び方法等

入札参加希望者は、技術資料、総合評価提案資料及び競争参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。技術資料及び総合評価提案資料は、技術資料作成要領に基づき作成するものとする。

①提出期間：入札公告日から平成24年3月28日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

②提出場所：記5 (1) に同じ。

③提出方法：電子入札ｼｽﾃﾑにより提出すること。ただし、電子ﾌｧｲﾙの容量が合計2MBを超える場合又は契約責任者に届出を行った場合は、記4（3）①の期間に、記5（1）に郵送すること（書留郵便に限る。）

(4) 開札（入札執行）の日時及び場所

①入札書の提出期間

ｱ）電子入札による入札

平成24年5月17日（木）午前10時～平成24年5月21日（月）午後4時

ｲ）郵送による入札（紙入札参加の届出を行った場合）の受付期間（書留郵便に限る）

平成24年5月17日（木）午前10時～平成24年5月21日（月）午後4時

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

②開札日時：平成24年5月22日（火）午前11時00分

③開札場所：記5(1)の中日本高速道路株式会社　金沢支社

6　その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金　免除。

②契約保証金　納付。

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、入札時に工事費内訳書の提出のない者の行った入札は無効とする。なお、提出された工事費内訳書を審査した結果、真摯な見積もりを行っていないと認められたときは、その者の行った入札書を無効とする場合がある。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

(4) 落札決定の取り消し等

申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。

また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止の措置を講じることがある。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記2（5）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

(6) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

(7) 専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（技術資料作成要領参照。）。

(8) 本工事の総合評価提案資料の提出にあたって、標準案の内容について、技術提案で施工しようとする場合は、その内容を示した総合評価提案資料を提出すること。技術提案が適正と認

められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合は、総合評価提案資料においてその意思を表示すること。

(9) 技術提案の採否

技術提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づいて施工しようとする者又は技術提案による競争参加資格を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

(10) 申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

(11) 提出された申請書等は、原則として返却しない。

(12) 手続における交渉の有無　　無

(13) 契約書作成の要否　　要

(14) 不落後特命契約の有無　　無

(15) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　　無

(16) 関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記5（1）に同じ。

(17) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

記２（2）に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記５（3）により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(18) 詳細は、技術資料作成要領による。

(19) 本件は、電子契約によることができる。

以　上